

昭和47年11月30日

11・29駿河台校舎の破壊および 小牧総長・学長宅の襲撃事件について

明 治 大 学

11月29日(水)午後6時30分頃、赤、黒、青ヘルメットの学生を主体とした過激派集団約150名が、学内の混乱を予想して現在「休校」中の駿河台校舎正門の鍵を壊して乱入し、大学の再三にわたる警告を無視して本館左側2階にある総長室、理事長室、総務理事室、監事室、非常勤理事室、第一会議室、総務課の各部屋を、約15分間にわたって、つぎつぎと破壊しました。各部屋の内部には、「学費値上げ強行弾劾」「小牧出て来い」などのビラをとどこかまわすはりつけ、同じ内容のものを壁一面にペンキなどで書きなぐりました。それに加え、電話器その他の備品も破壊され、その惨状は目をおおうばかりです。

大学としては、かかる暴力行為をすでに学長告示などをもって厳に禁止しており、これ以上の破壊を許すことができないと判断して、警察官の出動を要請しましたが、これら過激派集団はすでに退去し、その内の一部が学生会館前で集会を開き、残りのものは解散したとおもわれました。

ところが同日午後8時すぎ、小牧総長・学長宅に約30名の集団があらわれ、門から庭にはいり、玄関などに「明大学費値上げ実力阻止」と書いたビラをはるとともに、「学費値上げ粉碎」「総長出てこい」などとシュプレヒコールを

くりかえすという許しがたい暴挙をおこないました。近所の家からの通報により警察官がかけつけましたが、すでにこれらの集団は「これから桜井の家へ行く」といいながら姿を消してしまいました。しかし、桜井学生部長宅は襲われませんでした。個人の基本的人権を、かかる襲撃によって破壊しようと計画し実行した行為は、学生運動の範囲をはなはだしく逸脱したものであり、絶対に許すことはできません。

もとより大学としては、学費問題をはじめ学生諸君の関心のある問題については、正規のルールと手続を経れば、話し合う姿勢をとりつづけてまいりましたが、このように暴力行為の横行がつづいている現在、その可能性を見つけることがきわめて困難であるといわざるをえません。

全学の教職員および学生諸君に、11月29日におこった駿河台校舎の破壊、総長・学長宅の襲撃という二つの事件の経過をお伝えし、大学としての基本的態度をあらためて明らかにした次第であります。

以 上